

お客様各位



令和6年9月30日
中ノ郷信用組合

暗号資産交換業者への不正送金対策の強化について 〈マネーロンダリング対応〉

いつも、中ノ郷信用組合をご利用頂きまして、誠にありがとうございます。

昨今、フィッシングによるものとみられるインターネットバンキングによる不正送金や、**還付金詐欺や架空料金請求詐欺等**をはじめとする特殊詐欺の被害金が、**暗号資産交換業者あてに送金される事例が多発しております。**

このような状況を踏まえ、当組合ではお客様保護および不正送金防止等の観点から、暗号資産交換業者へのお振込につきまして、口座名義人と異なる送金依頼人名でのお取扱いにつきましては、お断りさせて頂く場合がございます。

また、同様のお取引が確認された場合、お取引の全部または一部を制限させて頂くことがございます。お客様保護および不正送金防止対策のため、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、不正送金対策の詳細につきましては、下記「警察庁」「金融庁」のホームページも併せてご確認くださいませようお願い致します。

記

- 警察庁 HP <https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/koho/news/20240206.html>
- 金融庁 HP <https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240207.html>

以上